



水道局からのお知らせ

給水装置は、
お客さまの財産です！

●給水装置とは？

道路の中の配水管から分岐し、家庭の蛇口につながる給水管などを給水装置といいます(上図参照)。



水博士

●給水装置の管理範囲

給水装置のうち、水道メーター(水道局貸与)を除いたものは、お客さま(所有者)の財産です。そのため漏水修繕などの維持管理は、お客さまのご負担で行っていただくこととなります(公道の配水管から第一止水栓までの漏水は、水道局で修繕します)。

●給水装置工事などの手続き

給水装置工事を伴う家屋の新築・増改築・解体および受水槽工事などは、水道局に届け出が必要です。また、各種手続きは水道局指定の給水装置工事業者でなければできませんが、工事費用や内容は十分な説明を受けてから依頼してください。

※詳しくはお問い合わせいただくか、水道局ホームページ(アクセス方法は下記参照)をご覧ください。

■問／水道局給水課

☎0535-11126

平成27・28年度競争入札参加資格申請を受け付けます

■受付期間

平成26年11月4日～12月5日
(土・日曜日、祝日を除く)

■資格有効期間

平成27年4月1日～平成29年3月31日

■業種

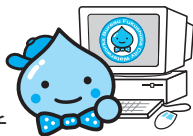
建設工事、業務委託、物品調達

■申請書類

申請書、商業・法人登記簿謄本(法人のみ)、身分証明書(個人のみ)、印鑑登録証明書、各種許可・登録証明書、財務諸表、業務経歴書など

※申請の手引き・

申請書類は、10月1日以降に水道局ホームページ(アクセス方法は下記参照)をご覧ください。



ポッチ

■問／水道局水道総務課

☎0535-11118

給水管布設工事助成制度の第2回受け付けを開始します

■助成制度の内容

個人の方が、水道局の水道管が布設されていない公道へ、口径50ミリメートル以上の水道管を布設する場合には、工事費の一部を助成します。

■助成額

工事費の2分の1相当額
(1戸当たり50万円を限度)

■受付期間

平成26年11月4～20日
(土・日曜日を除く)

※詳しくはお問い合わせください。

■問／水道局給水課

☎0535-11128

市内の水道水は、「安全・安心」です！

市内水道水の放射性物質は「ND(検出限界値未満)」です。安心してお飲みいただけます。

なお、検出限界値は1ベクレル/kg未満です。

■問／水道局企画課

☎0535-11120